



24大気第763号
平成25年1月24日

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会 会長 様

愛知県環境部長



煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について
(通知)

日頃は、本県のアスベスト対策の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

国土交通省が実施した平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」において、煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している場合に、煙突内部のみならず、その隣の屋内の機械室でも比較的低い濃度の石綿繊維の飛散が確認されたとの報告がなされ、この結果を踏まえ、厚生労働省から、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」の通知が別添1のとおり出されています。

また、このたび、別添2報道のとおり、県内の市民会館で暖房用ボイラーの煙突から石綿が飛散している事例がありました。

つきましては、貴団体の会員への厚生労働省通知（別添1）の周知について、よろしく申し上げます。

担 当 大気環境課規制グループ
電 話 052-954-6215
F A X 052-953-5716
電子メール taiki@pref.aichi.lg.jp